

印鑑登録業務に関する中間標準レイアウト仕様を利活用する場合の留意事項を以下に示す。

【仕様の定義対象について】

(1) 中間標準レイアウト仕様として定義しているもの

- 印影データ、印鑑登録情報
- 印鑑登録の状態としては、登録中のデータ、抹消されたデータ、照会中の最新データを対象とする。
※照会中とは、照会書にて確認中の仮登録データ

(2) 中間標準レイアウト仕様として定義していないもの

- 上記の内、移行対象期間を過ぎたデータ(条例等で定める保存期間を過ぎ、移行先システムでは必要ないため)

【データ移行の留意事項】

- 印影のデータは、既存システムのデータ状況(解像度、圧縮形式、データ形式(BMPなど)等)により、中間標準レイアウトによる移行に適さない場合があるので、移行元、移行先システム事業者並びに団体3者で協議すること。特に過去の合併で新たな市・町となった団体の印影データは注意が必要である。
- 印影データの移行に際し、イメージデータのコンバート(機械的移行)を行う場合、改ざんに当たると解釈される場合もあり得るため、実施にあたっては移行先の団体の合意を得ること。また、移行後のデータについても移行元システムの印鑑登録原票と照合すること。
- イメージデータのコンバート(機械的移行)を行う場合、まれに機械的変換ができないデータが生じるケースがある。その場合、変換できないものについては印鑑登録原票よりスキャナでの取り込みを行う必要がある。